

各務原市子育て世帯訪問支援事業委託事業者募集要項

1 目的

家事、子育て等に不安又は負担を抱える子育て家庭等に対して必要な支援を行い、その家庭環境及び養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

各務原市子育て世帯訪問支援事業（社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業）

(2) 業務内容

別紙「各務原市子育て世帯訪問支援事業業務委託（単価契約）仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 委託料（第2種社会福祉事業のため非課税）

訪問支援費	1時間あたり 3,000円
交通費	1回あたり 1,860円
事務管理費	1回あたり 1,800円

3 応募資格

次に定める要件をすべて満たすこととし、要件を満たさなくなった場合には委託契約を解除する。

(1) 次のいずれかに該当する事業所

- ア 介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
- ウ 児童福祉法に基づく居宅訪問型保育の届出をしている事業所
- エ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所

(2) 次のいずれにも該当しないこと

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定するもの）が、役員就任や経営関与している団体等
- イ 国税、地方税を滞納している団体等
- ウ 手形又は銀行取引停止処分がなされている団体等、若しくは支払い停止事由が発生している団体等
- エ 差押え、仮差押え又は仮処分を受けている団体等
- オ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申し立てを行っている団体等

カ 専ら宗教活動や政治活動を目的とした団体等

(3) 次のいずれも満たす訪問支援員を配置すること

ア 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を受講した者。

イ 次の欠格事由のいずれにも該当しない者

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

4 申請書類

申請する事業者は、以下の必要書類を所管課に各1部ずつ提出すること。

1. 事業者登録申請書（様式第1号）

2. 誓約書（様式第2号）

3. 事業所情報提供書（様式第3号）

4. サービス業者指定書の写し

※「3応募資格」（1）ア・イに該当する業者のみ

5. 家事支援又は育児支援の派遣実績がある事業所に関する事項（様式第4号）

※「3応募資格」（1）エに該当する業者のみ

6. 団体等の概要（様式第5号）

5 申請辞退

申請後に辞退する事業者は、申請辞退届（様式第6号）により所管課に届け出なければならない。

6 登録審査及び結果の通知

提出書類により審査し、資格を満たしているかを審査した上で登録を決定する。登録決定した事業者には登録通知（様式第7号）により通知する。

7 所管課

各務原市こども家庭センター（こども家庭相談係）

住 所 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

電話番号 058-383-7203